

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人武井康年ほかの上告趣意のうち，憲法 13 条，31 条，34 条，36 条違反をいう点は，死刑制度がその執行方法を含め憲法に違反しないことは当裁判所の判例（最高裁昭和 22 年（れ）第 119 号同 23 年 3 月 12 日大法廷判決・刑集 2 巻 3 号 191 頁，最高裁昭和 26 年（れ）第 2518 号同 30 年 4 月 6 日大法廷判決・刑集 9 巻 4 号 663 頁，最高裁昭和 32 年（あ）第 2247 号同 36 年 7 月 19 日大法廷判決・刑集 15 巻 7 号 1106 頁）及びその趣旨に徴して明らかであるから，理由がなく，その余は，憲法違反，判例違反をいう点を含め，実質は事実誤認，単なる法令違反，量刑不当の主張であって，刑訴法 405 条の上告理由に当たらない。

なお，所論にかんがみ記録を調査しても，刑訴法 411 条を適用すべきものとは認められない。

付言すると，本件は，強盗殺人罪により無期懲役刑に処せられ，その仮出獄中の被告人が，共犯者と共謀して，甘言をろうして顔見知りの女性を山中に連れ込んで殺害し，預金通帳等を強取するなどした強盗殺人のほか，単独で，あるいは知り合いの女性と共謀の上，前後 3 回にわたり，上記預金通帳等を利用して銀行等から現金 31 万円余りを詐取するなどした有印私文書偽造，同行使，詐欺の事案である。本件強盗殺人は，確定的な殺意に基づく計画的な犯行であり，殺害の態様も，背後から被害者の頭部を石で強打して失神させ，そのけい部にビニールひもを巻き付け両端を共犯者と 2 人掛かりで力一杯引っ張って緊縛して窒息死させるという冷酷か

つ残虐なものである。その結果は極めて重大であり、遺族らの処罰感情は厳しく、本件が社会に与えた影響も無視できない。被告人は、本件強盗殺人の計画と実行の全般にわたり、終始主導的役割を果たしており、犯跡を隠ぺいするため遺体をがけ下に放り投げるなどして放置した上、強取した預金通帳等を利用して詐欺等の犯行にも及んでいる。パチンコに熱中し、金融業者から借金を重ね、その返済に窮したため犯行に及んだ動機にも酌量すべき点は全く認められない。そして、被告人は無期懲役刑の仮出獄による釈放後2年余で本件強盗殺人に及んでおり、その悪質性は極めて高く、被告人の反社会性、犯罪性も顕著であるといわざるを得ない。

以上のような諸事情に照らすと、被告人が本件に対する反省悔悟の情を示していること、遺族に謝罪の手紙と共に線香代を送付していることなど、被告人のために酌むべき情状を十分考慮しても、本件各犯行についての被告人の刑事責任は極めて重大であり、原判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。

よって、刑訴法414条、396条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官川崎和彦 公判出席

(裁判長裁判官 堀籠幸男 裁判官 上田豊三 裁判官 藤田宙靖 裁判官
那須弘平 裁判官 田原睦夫)